

平成十九年四月二十四日受領
答弁第一八五号

内閣衆質一六六第一八五号

平成十九年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア連邦駐劄特命全権大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア連邦駐箚特命全権大使と在モスクワ日本人記者の關係に関する質問
に対する答弁書

一及び二について

御指摘の大使を含め、外務省としては、「国民の知る権利」については十分尊重されるべきものであり、報道機関の報道は、国民が国政に關与するにつき、重要な判断の資料を提供するものであると認識している。

三及び四について

御指摘の大使は、在ロシア日本国大使館事務所の移転に關する事項を含め、報道機関の取材に適切に対応し、その応答の内容は、真実に沿ったものと承知している。

五、七及び八について

在ロシア日本国大使館において、一般に、御指摘の大使への来訪者に対して、来訪者の関心事項や訪問の背景、目的等をあらかじめ把握するため、事前に、一定の情報の提供を求めることはあり、同大使を訪問したモスクワ駐在の日本人記者に対して、このような情報の一環として略歴の提出を求めたことはある。

ちなみに、この略歴の入手は、同大使の意思によるものではない。

六について

外務省において、御指摘のような内規は存在しない。